

電子証明書の発行申請等の受付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号。以下「政令」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）に基づく電子証明書の発行の申請、電子証明書の失効を求める旨の申請及び利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出の受付並びに自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の受付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(電子証明書の発行申請手続等)

第2条 法第3条第2項及び第22条第2項に規定する申請書は「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」（様式第1号）とする。

2 前項に規定する申請書を提出する者は、次の各号に掲げる場合、住所地以外の市区町村（以下「経由地市区町村」という。）を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」（様式第1号）を職員が記載することとする。

(1) 法人が、当該事務所、事業所その他これに準ずるものにおいて、2以上の交付申請書を取りまとめたとき。

(2) 交付申請者がDV、ストーカー行為等、児童虐待その他これに準ずる行為の被害者で、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、市外に居住しているとき。

3 第1項の届出を自ら提出することができないときは、代理人により提出することができる。この場合、申請者本人から第1項の届出を委任された事実が確認できる委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）の提示を受けることにより、代理人の代理権を確認する。

4 第1項の届出を任意代理人が提出するときは、次条第1項の各号に掲げる書類の提示を受けることにより、代理人の本人性を確認する。

5 前2項の規定に関わらず、15歳未満の者又は成年被後見人の利用者証明用電子証明書の発行又は更新を申請する場合は、その法定代理人が申請しなければならない。

6 前項の申請があった場合は、15歳未満の者の法定代理人にあつては、市の公簿により確認できる場合を除き、戸籍謄本の提示を受けることにより親権者であることを確認し、成年被後見人にあつては、登記事項証明書の提示を受ける等により代理権を確認する。法定代理人の本人性の確認は、次条第1項に掲げる書類のうち1点又は、次条第2項に掲げる書類のうち2点若しくは次条第2項に掲げる書類のうち1点及び次条第3項

に掲げる書類のうち1点により確認する。

- 7 15歳未満の者及び成年被後見人は、原則として署名用電子証明書の発行申請を行うことができない。ただし、法定代理人が同行し、本人及び法定代理人両者の申請の意思が確認できた場合はこの限りではない。この場合、法定代理人の代理権及び本人性の確認は前項に準じ、本人の本人性の確認は次条に準じる。
- 8 顔認証カード（電子利用者証明を利用者本人が行ったことの確認方法を目視による顔認証又は、機器による顔認証に限定した個人番号カードをいう（省令第42条第3項）。以下同じ。）を希望する者に係る署名用電子証明書は発行しない。

（電子証明書の交付）

第3条 省令第5条第1項第1号、同条第2項第1号、第41条第1項第1号、同条第2項第1号に規定する書類及び市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 旅券
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）
- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード（顔写真有のものに限る。）
- (8) 特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）
- (9) 一時庇護許可書
- (10) 仮滞在許可書
- (11) 住民基本台帳カード（顔写真有のものに限る。）
- (12) 個人番号カード
- (13) 電気工事士免状
- (14) 無線従事者免許証
- (15) 動力車操縦者運転免許証
- (16) 運航管理者技能検定合格証明書
- (17) 宅地建物取引士証
- (18) 船員手帳
- (19) 戦傷病者手帳
- (20) 海技免状
- (21) 教習資格認定証
- (22) 検定合格証（顔写真有のものに限る。）
- (23) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真有のものに限る。）

- (24) 猟銃・空気銃所持許可証
- (25) 特種電気工事資格者認定証
- (26) 認定電気工事従事者認定証
- (27) 耐空検査員の証
- (28) 航空従事者技能証明書
- (29) 小型船舶操縦免許証

2 省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により市長が適当と認めるものは、郵便または市職員による送達により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び、次の各号に掲げるいずれかの書類2点とする。

- (1) 前項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 船員保険被保険者証
- (5) 介護保険被保険者証
- (6) 後期高齢者医療被保険者証
- (7) 共済組合員証
- (8) 年金手帳
- (9) 各種年金証書
- (10) 恩給証書
- (11) 学生証
- (12) 法人が発行した身分証明書
- (13) 生活保護受給に係る証明書
- (14) 基礎年金番号通知書
- (15) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のもの。）
- (16) 在留カード（顔写真無のもの。）
- (17) 住民基本台帳カード（顔写真無のもので暗証番号を照合できる場合に限る。）
- (18) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- (19) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等に係る受給者証

3 法定代理人の本人性を照会回答書及び顔写真無の本人確認書類2点で確認する場合、1点は次の各号に掲げるいずれかの書類でも確認できるものとする。

- (1) 住民名義の預金通帳
- (2) 豊中市立図書館の利用者カード
- (3) 住民票コード通知票
- (4) 医療機関の診察券

- (5) キャッシュカード
 - (6) クレジットカード
 - (7) 交通機関の定期券
 - (8) 成人識別 I C カード t a s p o
 - (9) 運転経歴証明書（平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに交付されたもの。）
 - (10) 母子健康手帳
- 4 前 3 項に掲げる書類の提示を受けたときは、その書類の種類を記録する。
- 5 第 1 項第 1 1 号又は第 1 2 号の書類の提示を受けたときは、暗証番号の照合をし（顔認証カードを除く）、当該申請書に記載された基本 4 情報（旧氏が住民票に記載されている場合は基本 4 情報及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民である場合は基本 4 情報及び通称）により申請者が住民基本台帳に記録されているか否か及びカードの運用状況を確認する。顔認証カードの提示を受けた場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認する。
- 6 申請者／利用者が顔認証カードを希望する場合は、当該電子証明書のうち、利用者証明用電子証明書の暗証番号の指定を行わず、市職員が無作為の番号で利用者証明用電子証明書の暗証番号を設定した後、ロック状態とする。この際、有効な署名用電子証明書の失効を求める旨の申請があったものとして、当該署名用電子証明書を失効させる。また、表面の記載欄に「顔認証」と明記し年月日を記載してこれに職印を押した上で返却する。
- 7 省令第 5 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 2 号、第 4 1 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号の規定により、申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため文書で照会した回答書は、郵送または市職員による送達とする。
- 8 当該申請を代理人が行う場合、次の各号に掲げる書類の提示または提出を求めるものとする。回答書を提出するときは、暗証番号を知り得ることのないよう、暗証番号を記入した用紙を、封筒に封入、封緘する措置を講じさせなければならない。その際に使用する用紙は、暗証番号設定依頼書とする。この場合、暗証番号は市職員が設定する。また、申請者／利用者が顔認証カードを希望する場合は、回答書又は委任状にて「いずれの暗証番号も設定しない」旨の希望を確認し、第 6 項に規定する処理を行う。この際、暗証番号設定依頼書は不要とする。
- (1) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状
（回答書と同一の様式にて兼用しても差し支えない。）
 - (2) 代理人の本人性を確認するため第 3 条第 1 項各号に規定する書類
 - (3) 前項に規定する回答書
 - (4) 暗証番号設定依頼書（封筒に封入、封緘されたもの。）ただし、顔認証カードを希望する場合を除く

- 9 前項の規定において、転入届又は転居届等と併せて発行・更新の申請を行う場合であつて、当該代理人が申請者／利用者と同一世帯人又は法定代理人であるときは、回答書は不要とする。
- 10 前条第1項の届出に係る省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する回答書は、「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 新規発行／更新照会書兼回答書」(様式第2号)とする。
- 11 前条第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、電子証明書を発行した日の属する年度から起算して15年間保存する。

(電子証明書の失効)

- 第4条 法第9条第1項及び同法第10条第1項に規定する申請書は、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」(様式第3号)とする。
- 2 前項の届出を行うときは、第2条第3項から第6項及び前条第1項から第8項までの規定(前条第8項(4)を除く)を準用する。
 - 3 第1項の届出に係る(法第9条第2項及び同法第10条第2項で準用される。)省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する回答書は、「署名用電子証明書 利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出照会書兼回答書」(様式第4号)とする。
 - 4 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。
 - 5 個人番号カードの返納に伴い電子証明書の失効を申請する場合は、前4項に関わらず「通知カード個人番号カード返納届」(通知カードの交付等に関する要綱様式第6号)と兼ねることができる。この場合においては「通知カード個人番号カード返納届」の受理をもって失効の処理を行う。
 - 6 個人番号カードの紛失・廃止に伴い電子証明書の失効を申請する場合は、第1項から第4項に関わらず「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(通知カードの交付等に関する要綱様式第4号)と兼ねることができる。この場合においては「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」の受理をもって失効の処理を行う。

(電子証明書の暗証番号変更等)

- 第5条 利用者(法第2条第4項に規定する「署名利用者」又は同条第5項に規定する「利用者証明利用者」をいう。以下同じ。)が、電子証明書を記録したICカード(法第3条第4項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ)の暗証番号変更、初期化及びロック解除を行うときは、「暗証番号変更・初期化・ロック解除申請書」(様式第5号)を提出させることとする。また、顔認証カードを暗証番号の照合及び暗証番号の照合を必要とする処理を実施できる状態にする場合も、暗証番号初期化によって行うものとす

る。そのため、当該申請を行うものに対しても、「暗証番号変更・初期化・ロック解除申請書」（様式第5号）を提出させることとする。

- 2 前項の届出を利用者が行うときは、第3条第1項の各号に掲げる書類を提示させ、又は同条第2項の各号に掲げる書類及び回答書を提示させることにより利用者の本人性を確認する。
- 3 第1項の届出を利用者の法定代理人が行うときは、第2条第6項の規定を準用する。
- 4 第1項の届出を代理人が行うときは、代理人の第3条第1項の各号に掲げる書類、委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）及び回答書を提示させることにより代理人の本人性の確認及び利用者の意思を確認する。この場合、第3条第8項の規定を準用する。
- 5 前3項の届出を受けたときは、第3条第4項及び同条第5項の規定を準用する。
- 6 第2項及び第4項に規定する回答書は、「暗証番号変更・初期化・ロック解除申請照会書兼回答書」（様式第6号）とし、住民票の住所地へ郵送又は市職員により送達とする。
- 7 顔認証カードの暗証番号を初期化し、暗証番号の照合及び暗証番号の照合を必要とする処理を実施できる状態にした場合は、追記欄に記載されている「顔認証」、年月日及び職印に取り消し線を引き、取り消し線に重ねて職印を押す。
- 8 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。

（顔認証カードの設定等）

第5条の2 申請者／利用者が交付時来庁方式により顔認証カードを交付する場合又は顔認証カードへの設定切替を行う場合の申請書は「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」（個人番号カードの交付に関する要綱 様式第10号）とする。ただし、個人番号カード交付通知書を持参している場合は、当該申請書に替えて個人番号交付通知書により「いずれの暗証番号も設定しない」旨の記載をすることにより、顔認証カードの申請を受け付けることができる。

- 2 前項の届出を利用者が行うときは、第3条第1項の各号に掲げる書類を提示させ、又は同条第2項の各号に掲げる書類及び回答書を提示させることにより利用者の本人性を確認する。
- 3 第1項の届出を利用者の法定代理人が行うときは、第2条第6項の規定を準用する。
- 4 第1項の届出を代理人が行うときは、代理人の第3条第1項の各号に掲げる書類の提示、申請書／利用者本人からの委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）を提出させることにより代理人の本人性の確認及び利用者の意思を確認する。
- 5 前3項の届出を受けたときは、第3条第4項及び同条第5項の規定を準用する。
- 6 顔認証カードへの設定の切り替えについては第3条第6項の規定を準用する。

(電子証明書の一時的保留)

第6条 電子証明書を格納したICカードの紛失等により、電子証明書を一時保留する場合は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への電話により申請する。

2 前項の規定により一時保留状態となった電子証明書を、紛失した個人番号カードが後日発見された場合、一旦一時保留状態となった電子証明書は失効させる必要があるため、第4条に規定する方法で失効させる。あわせて必要に応じて、新たな電子証明書の発行申請を求め、第3条に規定する方法で発行を行う。

(自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の手続)

第7条 省令第75条第1項に規定する請求書は、「認証業務情報開示請求書」（様式第7号）とする。

2 省令第76条第1項に規定する請求書は「認証業務情報訂正請求書」（様式第8号）とする。

3 省令第75条第2項第1号及び第76条第2項第1号の規定により市長が適当と認めるものは、第3条第1項の各号に掲げる書類とする。この場合、第3条第5項の規定を準用する。

4 前項の書類の提示を受けたときは、第3条第4項の規定を準用する。

5 省令第75条第2項第2号及び第76条第2項第2号の規定により、市長が適当と認める方法は、市職員による送達とする。

6 第1項の届出に係る省令第75条第2項第2号及び同条第3項第2項に規定する回答書は、「認証業務情報開示請求／訂正請求照会書兼回答書」（様式第9号）とする。

7 第1項の届出を法定代理人が行う場合の代理権及び本人性の確認は、第2条第6項の規定を準用する。

8 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

2 この要綱の制定に伴い、電子証明書の発行の申請等の受付に関する要綱（平成16年1月29日施行）を廃止する。

3 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

4 この要綱は、令和元年11月5日から実施する。

5 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

6 この要綱は、令和5年5月11日から実施する。

7 この要綱は、令和6年3月26日から実施する。